熊谷先生とわたし

矢野　達雄

出会い

出会いというものは、不思議なものである。「れば」と「たら」は、人生には禁物といわれる。ともすれば、気持が退嬰的になるのを戒めるためであろう。でも、「もしわたしが大阪大学に入学しなければ……」「もしわたしが熊谷先生にお会いすることがなかったら……」と考えることが、時々ある。その場合には、わたしは今日従事しているような職業にはついていなかっただろう、いや、何らかの研究者になっていることはあるかもしれないが、法（制）史学をなりわいにしていることがなかっただろうことは、はっきり断言できる。わたしにとって、しかほどさように、熊谷先生との出会いは決定的な意味をもっていたといえる。

熊谷先生にはじめてお目にかかったのは、二年の外書講読の時であった。カール・レンナーの『私法制度の社会的機能』を英文で読むというのに惹かれて選んだ。どんな先生かな、と待ち構えるわたしたちの前に、白髪のいかにも教授然とした人物が現れ、

「くまがいです」

と、例の特徴ある抑揚で（これを岐阜の京都弁と称した人がいた）第一声を発したあの日の印象が、いまだに忘れられない。外書講読というから、どんどん英文を読んでいってどんどん和訳してゆくのかと思っていたが、先生の授業は余り進まなかった。一時間に一ページも進めばよいほうで、一〇行くらいしか進まない日もあった。Social という単語をソサェアルと発音しているのを聞いて正直、大丈夫かいな、と思ったこともある。英語はあまり進まなかったけれど、悠揚せまらぬ話っぷりに心ひかれ、また本筋を離れて自分の専門領域の話にたゆたうさまが実に面白かった。

『婚姻法成立史序説』をまとめておられたのはこの頃だったと思う。

「（酒井書店の手違いで）『婚姻法成立史序説』が『婚姻成立史序説』になってしもうた」と、ぼやくさまがいかにもユーモラスであった。もうこの時点で、わたしは先生の人柄に魅せられていたのであろう。

しかし、三年の時は、労働法のゼミを選んだ。この間の事情については前に載せた「門の家」を参照されたい。

熊谷ゼミを選択したには、四年になってからだ。これもある種の偶然が働いている。今年はどのゼミを選ぼうかと考えていたとき、会計係でたまたま先生

にお目にかかったのだ。
「先生、今年のゼミでは何をやられるのですか」と、わたし。
「ほやな、今年は入会でもやろかと思うてんのや」と、先生。
「門の家」で書いたように、この頃のわたしは法社会学に関心をもっており、またなぜか法社会学なら入会をやらねばという先入観をもっていた。そこで、入会の勉強ができるのならというわけで、四年のゼミは熊谷ゼミに決めた。思えば、この選択があとあとの私の人生を決定してしまった。
この年の熊谷ゼミのメンバーは多士済済で、なかなかにぎやかだった。石川さん、後藤さんというおっかなげな院生と出会ったのもこのときがはじめてだったし、岩村さんもいた。学生では、平松卓雄くんや伊藤秀則くんもいた。
ゼミの第一回目の報告に、わたしがあたった。マルクス＝エンゲルスの「慣習法」論を調べて報告せよという、今から思うと、そらおそろしいテーマが割り当てられた。しかし、盲蛇に怖じずで、わたしは、一方でマル＝エン全集第一巻の「森林窃盗法批判」の論文を読み、他方で河出版『資本論』の山中隆次解説を調べてきて対比したものをレジュメにまとめ、こんなもんでよかろうと、自身満々であった。しかし、この後でちょとした手違いが起こった。ゼミの前日に祖父が危篤に陥ったという報が入り、急に松山に帰らねばならなくなったのだ。今なら、先生に電話で、これこれこういう訳だからゼミは休ませてくださいと連絡しておくことを考えるであろう。しかし、その時ははじめてふりかかった身内の危篤という事態に動転していたので、何の連絡もとらず、松山に帰ってしまった。つまりゼミに穴を開けてしまったのだ。翌日報告者の来なかったゼミを先生がどのように運営したのか、私は知らない。その後わたし自身がゼミをもつ身になって、同じような経験をもった。やはり報告を当てていた学生が当日来なかったのだが、この時は一〇〇分間をどう費やすか、苦労させられた。あの時の熊谷先生のご苦心はいかばかりと、改めて冷や汗の出る思いがしたものだった。
祖父の葬儀を終えて、再び大阪に戻った私だったが、その翌週責任を感じて小さくなりながら、課題の報告を行った。確かこの時は、何のお咎めもなかったと、記憶している。その後、熊谷先生とかなり気楽に話ができるようになってからも、この時のことだけは話題にしていない。果たして先生は、この時ゼミに穴を開けた学生が矢野だったということを覚えておいでだったろうか、確かめる機会は永遠に失われてしまった。

「法社会学はやくざな学問」

熊谷先生には、数々の名文句がある。みんなが記憶している先生の名文句を寄せ集めて『熊谷開作語録』なるものを編集したら、きっと面白かろう。わたしにとっても忘れられないいくつかの名文句がある。そのなかに「矢野は時刻表が読めない」というのもあったが、弁解がましくなるので、この説明は省略する。ただ、冤罪であるとだけいっておこう。ここでは別の文句を紹介することとしたい。

前述のように、わたしは先生の人柄に惹かれ、大学院に進んだが、決して日本法制史を勉強したいと思って入ったわけではなかった。むしろ大学院では、法社会学を学びたいと思っていた。しかし阪大には法社会学会の会員である先生は、矢崎・山中両先生をはじめ何人かおられたが、いわば専門の傍ら法社会学も手がけるといった体で、法社会学プロパーの先生はおられなかった。
そのような中で熊谷先生を指導教官に選んだのは、当時先生が法社会学の理事もされており、法社会学に理解があるだろうと判断したからだった。

あれはいつのことだったろうか、修士一回生に進んだわたしをつかまえて、あるとき先生はつぎのようにいわれた。
「矢野くん、君は法社会学をやりたい言うてるそやな。けど言うとくけど、法社会学というのはやくざな学問やで。やっぱり、法制史のほうが学問としてはまっとうな学問や。法社会学なんて浮気なこと考えんと、法制史の勉強をきっちりやったほうがええのんと違うか。」

これを聞いてわたしは、仰天した。ご自分が理事をつとめる学会を、「やくざな」学問とは何たることか、それよりも、法社会学はわたしにとって決して浮気ではなく、本命だったのだ。法社会学やりたさに留年までして大学院に進んだわたしの立場はどうなる、と途方に暮れてしまった。

が、この問題はさほど深刻に考えるほどの問題でもなかった。いや、本当は深刻に考えるべきであったかもしれないのだが、時間の経過とともに、うやむやのうちに解決されてしまった。というのは、わたしが熊谷ゼミの雰囲気に慣れ親しんでいるうちに、自然と選ぶテーマも思考法も自ずと法制史的になってゆき、いつしか先生と同様二足のわらじ（とはいえ、法制史のわらじのほうが主たるわらじである）を履く研究者となってしまっていたからだった。しかしそれにしても、先生はなぜ法社会学を「やくざな学問」と言われたのか、その疑問は長年にわたって残った。

その疑問が氷解したのは、もっとあとのこと、先生の若いころからのすべての著書・論文を通して読んだときだった。かつて法社会学論争が華やかなりし頃の先生の論文には、厳しい法社会学への批判の言辞が連ねられていた。法社会学における法の概念、とくに「生ける法」といった概念は、国家権力という法にとって決定的な契機を欠落させることになる、というのだ。なるほど、法

社会学を「やくざ」とよぶ先生の態度は、このような方法論上の見解の相違に由来していたのかと、改めて感じ入った次第。

リモート・コントロール

熊谷先生とのお付き合いは、これまで四〇年のわたしの人生のうち、後半の二〇年である。そのうち前半の一〇年は、ゼミの学生または院生として、しょっちゅう顔を合わせていた。週のうち月と木は、先生が京都から阪大へ出てこられる日で、大概この夕方は石橋のどこかで、先生の特徴ある鼻を見ながら一杯傾けているというのがきまりだった。石橋では、「いしかわ」というカツ屋、「正庵」というおでん屋、うどんの「まるみ屋」などが行きつけで、そのほか「赤い橋」や「みずすまし」という喫茶店もお気にいりだった。ちょっと遠出して豊中へ行くときは、飯塚先輩の「六甲」ののれんをくぐることになるが、このときは「ちょっとまっててや」といいながら、住友銀行の隣のパン屋で、「嫁はんと娘のために」と言って、ハイカラなパンを求めてから行くのが定石だった。……

ついつい懐かしさの余り、話が脇道にそれてしまったが、別に先生の行きつけのリストを作って、先生の好みは小汚い店とちょっと小奇麗な「おばはん」であった、などとバラすつもりだったのではない。そのようにしょっちゅうお会いしていた先生にも、わたしが愛媛大学に就職し松山に帰ってからは、年に数回しか会えなくなってしまった、ということを書きたかったのだ。

しかし、かえって遠く数百キロ離れてからの方が、近くにいてしょっちゅうお会いしていた時より、学問的に熊谷先生の影響を強く感じるようになってきた。というのは、身近にいると、どんなに学問的に優れた先生であっても、人間臭い点が目につき、その偉さを感じなくなってくるからではないだろうか。また、大阪にいたときには、先生の学問の方法や論証の仕方についても、いろいろと飽きたらない思いもし、いくつかの点において批判を抱いていたことも事実だ。（若い研究者が先学の業績を批判し乗り越えようとすることは当然である、むしろこれがすたれると学問はその進歩の歩みを止めるであろう）。けれど、さて松山に帰ってみると、近くに法（制）史学者とて影すら見えず、ひとりの研究者として自立しなければならないと自分にいい聞かせ、一体自分独自のものが何があるだろうかと考え直してみると、そんなものは何もないことに改めて気付かされるのだった。そしてかつて自分の書いたものを読み直してみると、意外にも先生の影響が色濃く現れていることに愕然としないわけにはいかなかった。先生は家族法や土地法、わたしは労働法史と、研究対象はかなり違うように思っていたけれど、発想や論理の運びそして文体までも、驚くほど酷似し

ていた。
　その後熊谷先生は、比較的頻繁に松山を訪れるようになった。一度目は五十崎の調査ということで、わたしも同行したが、その挙句五十崎など愛媛の数ヶ町村を対象とした部落有林野統一政策の研究を手掛ける羽目になった。二度目は後藤さんと一緒に高知からの帰路であった。その頃先生は明治初年の裁判統計に関心を抱き、それを松山地方裁判所でもやろうと思って立ち寄られたのであった。その時は正式の手続きがないと駄目と裁判所から釘を刺され、先生ご自身で統計を集計することは断念せざるをえず、結局そのお鉢はわたしに回ってきた。また、その副産物として「庄屋抜地」の研究も生まれた。いずれの場合も、先生から明示的にこれをやれと指示されたわけではないが、何となくそうせざるをえないなという具合に感じ、知らず知らずのうちに「熊谷好み」のテーマに精を出している自分を発見するのであった。何だかリモート・コントロールで動かされているみたいやなとも思ったが、しかし同時に「熊谷好み」のテーマを研究していると、近くに先生の体温を感じながら勉強しているような気持ちがし、不思議と安らぎを覚えるのだった。
　三度目は、「児島維謙の足跡を尋ねてみませんか」ということで、わたしの方からお誘いをかけ、野村町・宇和島市と見てまわった。観光旅行としてはそれなりに楽しんでいただけたと思うが、はたして調査とよべるだけの成果があっただろうか。先生ご自身は維謙の人物像に肉迫し、それをワッパ騒動の研究に生かしたいと念願しておられたようであったが、時間切れになったのではないかと、残念な気持で一杯だ。

むすび

　熊谷先生のことを考えていると、ありし日のいろんな場面が浮かんできて、収拾のつかない思いに襲われる。その人格の魅力に打たれた人は数多いと思われるが、わたしもおそのうちのひとりであった。
　学問としての「熊谷法史学」ということでいえば、人柄と勝るとも劣らぬくらい不思議な魅力にあふれている。かつてわたしは「熊谷法史学素描」なる一文を書いて、その分析を試みたことがあったが、文章で言あげしようとすればするほど、その魅力は砂のようにすり抜けていくのを感じた。
　一体、熊谷法史学のエスプリはどこにあったのか、わたしたち後輩はそのうちどの部分を受け継いでいくことができるだろうか、今後わたしの後半生をかけてじっくりと解き明かしてみたいと、思っている。